

だまされないで！

特 殊 詐 欺

依然として無くならない「オレオレ詐欺」、最近被害が急増している「架空請求詐欺」など、その犯行は年々、巧妙化しています。

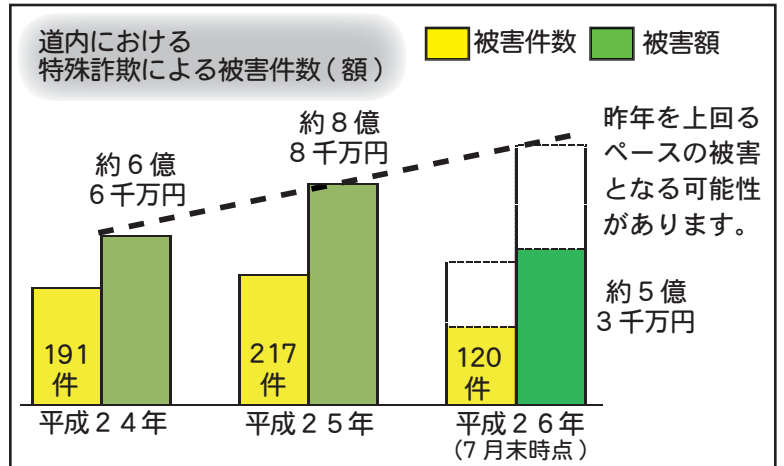
拡大している被害件数（額）

今年1月から7月まで、上半期における北海道警察が把握している道内の「特殊詐欺」による被害件数（額）は、120件で5億2,476万円となっており、過去最悪のペースで増加しています。

日頃より、行政や警察、金融機関等の指導や注意喚起により、今では知らない人は皆無に等しい現状の中で、高齢者などを標的にした詐欺行為は、年々増加する傾向にあり、いつ我が身や家族に降りかかってくるか分かりません。

「自分はひっかかることは無いから大丈夫」と思っている方が多い中、現実に被害者が増えている状況を勘案すると、もう他人事とは言えないのかもしれません。

このことから、普段より「特殊詐欺」に対する知識を深め、予防線を引いておくことが必要ではないでしょうか。



参考：北海道警察ホームページより

「特殊詐欺」は主に以下のものがあります。（一例）

名称	内容
オレオレ詐欺	親族などを装い、現金をだまし取る
架空請求詐欺	携帯電話やパソコン使用による有料サイトの利用料名目で現金を要求する
融資保証金詐欺	融資名目で保証金と称して現金を要求してくる
還付金詐欺	医療費の控除を受けられるとして銀行ATMを操作させ現金をだまし取る
金融商品取引詐欺	社債や未公開株などの取引を装い現金を要求する

その他、警察や弁護士等を名乗り詐欺を行うグループもいます。

『だまされるわけがない』と思っていた…。

町内でも特殊詐欺と思われる、不審な電話が実際にかかっています。その電話でやりとりをした方にお話を伺いました。



町内在住 Sさん

3年程前に、息子を名乗る男から「友達の保証人になった。負債整理の為に銀行に来ている。お金が必要なので振り込んで欲しい。」との電話がありました。

突然の内容に頭の中がパニック状態になりましたが、その場では回答せず電話を切りました。その後、連絡も無く、被害はありませんでしたが、家族から注意され反省しています。

この一件から普段、電話がかかってくると、また詐欺ではないかと不安になってしまい、電話に出なくなってしまうました。

自分は「絶対に詐欺には遭わないから大丈夫」だと思っていましたが、実際の電話のやりとりでは本当の息子だと思い込んでしまい、言葉巧みに話してくるので注意が必要だと改めて思いました。

増加している『送付型詐欺』

年々、変化する手口の1つとして、近年は現金の「振り込み型」から、レターパックや宅急便を使用して現金を送らせる「送付型」が増加しています。

これは、ATMからの振込額が限定され、一度に多額を振り込めなくなったことから、犯行の新たな手口として多用されていますが、そもそも宅急便等では現金を送ることは禁じられています。

また、公的機関を装い「個人情報が出てきているので削除する必要があります」と電話してくる場合も詐欺と考え、そのような電話があった場合は、すぐに電話を切りましょう。



レターパックや宅急便で現金を送付することはできません。

金融機関の取り組み（一例）

お客様の大切な財産を守る立場の金融機関として、ポスター掲示や音声ガイダンス等による注意喚起の他、未然に「振り込み詐欺」を防ぐため、多額の振込では窓口にて理由をお聞きする、ATMを利用される場合、職員より声をかける等の対応をさせていただく場合があります。

また、被害を最小限に食い止めるための対策としてATMの利用限度額（1日）を引き下げることも可能です。なお、銀行職員がお客様の暗証番号をお聞きすることは一切ありません。ご不明な点は、窓口職員までお声掛け下さい。まず、不審な電話があった場合は、詳しく事実確認をしてから動くことが必要です。

北海道銀行当別支店 支店長 加藤 博行さん



突然、このような電話があった時は要注意です！！

チェックシート

- 自分の名前を名乗らない
- 代理の人が行くので、現金、預金通帳、印鑑、キャッシュカードを渡して欲しい
- 携帯電話の番号が変わった
- お金を融資しますので先に保証金を振り込んで
- 「誰にも言わないで」「相談はしないで」という
- 役場や公的機関名を使用して金銭の話をする
- 用意したお金は取りに行くと言い出す

万が一、「特殊詐欺」と思われる電話があった場合は、落ち着いて事実確認、信頼できる方や警察に相談をしましょう！！

ご利用下さい！

消費生活出前講座

振り込み詐欺・悪質商法などの被害に遭わないためのポイントをDVDなどを使用して分かりやすくお話しします。町内会、高齢者クラブ、サークル等の集まり時にご利用下さい。

申込みは、お電話又は窓口で受付けています。

講師：消費生活相談員など

時間：30～90分程度（ご相談に応じます）

（月曜日から金曜日 午前10時～午後3時）



詐欺に遭わないよう予備知識を身に付けましょう！！

出前講座・消費生活に関する相談・問合せ
環境生活課町民生活係
（消費生活相談窓口）電話 23-3209